

令和6年1月12日

学習・文化施設地域開放事業
登録団体代表者 各位

上尾かしの木特別支援学校長

令和6年度学習・文化施設地域開放利用登録及び4・5月分利用申請について

令和6年度の学習・文化施設地域開放事業の利用団体登録を希望する場合は、下記のとおり手続きをお願いします。また、4・5月の利用希望がある場合には、下記の期限までに手続きしてください。

なお、埼玉県では諸手続きの電子化を段階的に進めています。つきましては、本校においても令和6年度から手続きや発行書類の一部電子化を試験的に導入しますので、ご了承ください。

記

1 団体登録申請について（申請期限：令和6年2月16日）

（1）提出書類

- 登録申請書（団体）（様式1）
- 利用登録者名簿（様式第1－2）（行が不足する場合はコピーしてください）

※管理指導員は原則2～5名以内としてください。

管理指導員は、施設利用にあたり現場の責任者となる方を指定してください。なお、管理指導員のいない状態での施設利用は認められませんのでご注意ください。

（2）提出方法

紙（持参・郵送）での提出のほか、電子メールによる提出も認めます。

あて先：n764601@pref.saitama.lg.jp（持参は事務室窓口へ）

お願い：電子メールで提出する場合、次のとおりお願いします。

- ①メールのタイトルは「**【文化施設開放】R6年登録申請（〇〇団体名）**」としてください。
- ②書類はPDFでお送りください。書類を撮影した写真は不可とします。
- ③送信前にファイルのウイルスチェックを必ず実施してください。

（3）登録証の受領について

登録証は4月1日以降に窓口で受領していただきます。

2 令和6年4・5月分の施設利用申請について

次の期限までにご提出ください。書類様式や書き方に変更はありません。

- ・4月分利用申請期限：2月16日（金）※登録申請と同日とします。

・5月分利用申請期限：3月15日（水）

※持参・窓口提出のほか、**電子メールでの提出を認めます。**

※メールのタイトルは「**【文化施設開放】R6年〇月利用申請（団体名）**」としてください。あて先は記1（2）と同様です。

3 書類送付先住所の指定について

学校から各月の利用許可証や照明料納付書等を郵送する際、原則は**令和6年度団体登録申請書に記載された「代表者の住所」あてに郵送**します。

別住所への郵送を希望する場合は、必ず別紙にて届け出てください。

年度途中でも変更は可能ですが、あらかじめ送付先を指定する場合には、記1の書類とともに提出するようにしてください。

4 備考

（1）登録証の受領について

令和6年**4月以降、利用前に必ず登録証の受領にご来校ください。**郵送はいたしかねます（令和6年度においては登録証の電子化はしません）。

なお、**登録証の受領なく施設を利用した場合は登録を取り消します。**

《登録証等期間》

令和6年4月1日（月）以降の平日 9時00分～16時30分

（2）電子メールアドレスの届け出

年度途中から電子化をさらに進めることが予想されます。例えば、各月の利用許可証の送付について、郵送を廃止し、電子メールによる送付に移行するなどです（郵便料金の値上げが見込まれています）。その場合に備え、別紙にて電子メールアドレスの届け出をお願いいたします。

担当 事務室 茂木（もぎ）

TEL：048-776-4601

mail：mogi.shinji@pref.saitama.lg.jp

あて先) 上尾かしの木特別支援学校 担当者

諸事項の届出書

団体名

1 電子メールアドレス

(代表者または管理指導員のアドレスが望ましい)

@

2 書類の郵送先住所

※団体代表者以外への郵送を希望する場合は記入すること。

(1) 利用許可証送付先

(〒 - 氏名

(2) 納入通知書送付先

同上

(〒 - 氏名

記入者氏名 連絡先 (携帯電話)

※以後、各月の許可証などもメールでお送りすることが予想されます。
あらかじめご了承ください。